

## 平成25年度特別支援教育重点課題

発達障害を含めたすべての障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な指導及び必要な支援の充実を目指し、次の事業を重点的に取り組む。

特別支援教育の更なる充実を図るために、平成24年度までの「学校教育担当」の1班体制から、「特別支援学校担当」と「発達障害担当」の2班体制とした。喫緊の課題である発達障害等のある幼児児童生徒への対応と特別支援学校への支援を今まで以上に充実させる体制としている。

### I 特別支援教育の充実

#### 1 教育課程推進事業

- (1) 特別支援学校の学習指導要領の改訂に伴い、学習評価についても改訂が行われるため、特別支援学校及び特別支援学級担任等にその趣旨の徹底を図り、よりよい教育課程の編成及び学習評価の実施に資する。
- (2) 各障害種別の特別支援学校において教育課程研究集会を実施し、新しい学習指導要領に基づく適切な指導及び支援の充実に向けて、実践発表、研究協議等を実施する。また、特別支援学級の担任が参加することで、特別支援学校がセンター的な役割を果たすとともに、特別支援教育の一層の充実を図る。さらに、近年在籍児童生徒数が増えている自閉症・情緒障害の特別支援学級の担任を対象に別途研修を実施し、教員の指導力の向上を図っている。
- (3) 小学校、中学校、高等学校等の通常の学級に在籍する発達障害を含めた障害のある児童生徒の指導及び支援の充実のため、特別支援教育学校コーディネーターの更なる専門性の向上を図る。そのため、平成25年度から、「校内委員会への特別支援教育地域コーディネーター派遣事業」を新設し、「校内委員会」の取組と「巡回相談員派遣事業」の取組を有機的に結び付け、小中学校における特別な支援が必要な児童生徒に対する効果的な校内支援体制の強化を図る。

#### 2 特別支援学校校内研修事業

特別支援学校が当面する教育課題に対応する校内研修を計画実施することにより、特別支援学校の教員の専門性の更なる向上を図るとともに、地域に公開することにより、小中学校等へのセンター的な役割を果たす。

#### 3 特別支援教育専門家養成事業

高等学校における発達障害のある生徒の指導及び支援の充実を図るため、中央で行われる専門的な研修会などに教員等を派遣する。

## II 適切な就学の推進

### 1 市町村就学指導事務担当者連絡協議会

教育上特別な支援や配慮が必要と思われる幼児児童生徒の適切な就学を推進するため、市町村教育委員会の就学指導事務担当者との連絡協議会を開催し、各市町村における取組についての情報交換、当面する課題について研究協議を行い、担当者の専門性の向上を図る。

### 2 教育相談事業

- (1) 特別支援学校において教育相談業務に当たる教員に対して、スキルアップ研修を実施し、その資質や専門性の向上を図る。
- (2) 特別支援学校や教育センターが幼稚園、保育所、小学校、中学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒や特別な教育的ニーズの必要な幼児児童生徒に対し、適切な支援の在り方に関する指導・助言や、市町村における就学指導を支援するための教育相談、福祉保健所等関係機関と連携した就学前幼児の早期発見・早期支援のための教育相談を実施する。

## III 進路指導の充実

### 1 進路指導充実事業「はばたけ21」

生徒の円滑な社会参加を促すため、早い段階から自己の進路や生き方について学習する機会を持ち、主体的に進路を選択する力や職業意識を高めるために、生徒及び保護者に対する研修会、職場見学、現場実習等を実施する。

### 2 進路連絡会

教育、福祉、労働の関係機関が当面する進路指導上の課題や進路保障について協議し、特別支援学校の進路指導の更なる充実を図るとともに、それぞれの機関が課題改善のために実施している施策について共通認識を持ち、障害のある生徒のよりよい社会参加につなげる。

### 3 キャリア教育の充実と就労支援のための専門家配置事業

知的障害特別支援学校に就職アドバイザーを配置し、現場実習先や事業所の開拓を行うことにより、卒業生の就職率を上昇させ、キャリア教育の充実を図る。

## IV 特別支援教育の理解推進

### 保護者等の学習会への講師派遣

就学前の障害のある子どもの保護者等を対象とし、就学等についての学習会などに、指導主事を派遣する。